JAPAN

 EDICT OF GOVERNMENT 

In order to promote public education and public safety, equal justice for all, a better informed citizenry, the rule of law, world trade and world peace, this legal document is hereby made available on a noncommercial basis, as it is the right of all humans to know and speak the laws that govern them.

JIS A 5801 (2008) (Japanese): Fire-retardant Woods for Buildings

安

The citizens of a nation must honor the laws of the land.

Fukuzawa Yukichi

併

BLANK PAGE





JIS

建築用防火木材

(追補 1)

JIS A 5801 : 2008

(JTCCM/JSA)

JIS A 5801:1975 は平成 20 年 3 月 20 日付で改正されました。
この追補は，改正内容が記載されていますが，**JIS A 5801**:1975 を併読して用いて下さい。

平成 20 年 3 月 20 日　改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

まえがき

この追補は，工業標準化法第 14 条によって準用する第 12 条第 1 項の規定に基づき，工業標準原案を具して日本工業規格を改正すべきとの申出があり，日本工業標準調査会の審議を経て，経済産業大臣が改正したもので，これによって，**JIS A 5801**:1975 は改正され，一部が置き換えられた。

主 務 大 臣：経済産業大臣　　制定：昭和 25.10.26　　改正：平成 20.3.20

官 報 公 示：平成 20.3.21

原 案 作 成 者：財団法人建材試験センター

（〒103-0025　東京都中央区日本橋茅場町 2-9-8 友泉茅場町ビル　TEL 03-3664-9211）

財団法人日本規格協会

（〒107-8440　東京都港区赤坂 4-1-24　TEL 03-5770-1571）

審 議 部 会：日本工業標準調査会　標準部会（部会長　二瓶　好正）

この規格についての意見又は質問は，上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 基準認証ユニット産業基盤標準化推進室（〒100-8901　東京都千代田区霞が関 1-3-1）にご連絡ください。

なお，日本工業規格は，工業標準化法第 15 条の規定によって，少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され，速やかに，確認，改正又は廃止されます。

日本工業規格　JIS

建築用防火木材　A 5801-1975

(2006 確認)

Fire-retardant Woods for Buildings

平成20年3月20日付け追補1あり

1. 適用範囲　この規格は，薬液処理を施した建築用防火木材（以下，防火木材という。）について規定する。

2. 種別及び寸法　防火木材の種別及び製造寸法並びに使用に当たって加工する場合の寸法は**表1**による。

表 1

種別	製造寸法 厚さ mm		使用に当たって加工する場合の寸法	備考
	ひき立て材	かんな削り仕上材		
屋外用1級	15～45	左記寸法から2mm以内を減じてもよい	幅・厚さにおいて13mm以下に加工してはならない	板 ひき割
屋外用2級	13		幅・厚さにおいて11mm以下に加工してはならない	板
屋外用3級	9		幅・厚さにおいて7mm以下に加工してはならない	板
屋内用1級	13～45	左記寸法から2mm以内を減じてもよい	幅・厚さにおいて11mm以下に加工してはならない	板 ひき割
屋内用2級	11		幅・厚さにおいて9mm以下に加工してはならない	板

備考　厚さのマイナスの許容差は認めない。

3. 品質

3.1　防火木材は，含水率20％以下のものでなければならない。

3.2　防火木材は無節材で，割れ又ははなはだしいそりのないものでなければならない。ただし，最大径2cm以下の節及び長さ10cm以下の割れについては，裏打その他防火上有効な処理を施した場合は差し支えない。

3.3　防火木材の処理に用いる薬液は，処理後に木材に支障をきたすような強酸・強アルカリでなく，鉄類及び亜鉛を侵すおそれの少ないもので，かつ木材腐朽菌の繁殖を促さないものでなければならない。

4. 試験

4.1 供試材及び試験体　供試材及び試験体は(1)～(5)による。

(1) 防火木材は各処理単位ごとに樹種及び材種の区別によって心材の供試材を摘出し，この供試材から試験体を採取する。

なお，試験において無処理材との比較を行う場合の無処理試験体採取用供試材は，同一樹種のものから当事者間で協定のうえ摘出する。

(2) 防火試験に用いる試験体の試験面の大きさは，30cm×30cmとする。

引用規格：**JIS A 1301**　建築物の木造部分の防火試験方法

JIS A 5508　鉄丸くぎ

JIS K 8576　水酸化ナトリウム（試薬）

JIS Z 2102　木材の平均年輪幅・含水率及び比重測定方法

JIS Z 2113　木材の曲げ試験方法

（3） 供試材から（2）の試験面の幅をもった試験体を採取することができない場合には，適当につぎ合わせた試験体を用いても差し支えない。

（4） 試験体は，両面かんな削り仕上げをし，その厚さは**表2**による。

表 2

種 別	試験体の厚さ mm
屋外用 1級	13
屋外用 2級	11
屋外用 3級	7
屋内用 1級	11
屋内用 2級	9

（5） 試験体は，供試材の材幅のほぼ中心線にそって全長にわたり均分的に必要な個数だけ採取する。

4.2 防火試験

4.2.1 浸せき処理 屋外用防火木材の防火試験には，前処理として浸せき処理を行う。その方法は，試験体を2枚重ね合わせ，分離しないように適当に処理し，四周面を適当な方法で防水被覆し，20℃の清水中に8昼夜（192時間）浸せきする。浸せき用水の容積は，浸せきする試験体の総容積の50倍以上とし，試験体は，相互に 又は 容器内面に接触してはならない。

4.2.2 防火試験 屋外用防火木材は，**4.2.1** の浸せき処理を終えた試験体を換気の良好な乾燥器の中で50℃で24時間乾燥し，浸せき面を試験面として防火試験を行う。

屋内用防火木材は，含水率16±2％の試験体について防火試験を行う。

防火試験は **JIS A 1301**（建築物の木造部分の防火試験方法）によって行い，その規定に合格しなければならない。なお，防火試験中に板裏に達する 割れ 又は 節抜けを生じてはならない。

4.3 さび試験 浸せき処理を行わない供試材から1枚 又は 2枚つぎ5cm角以上，供試材と同厚の試験体を採取し，同樹種・同寸法の無処理試験体とともに50℃で24時間乾燥した後，**JIS A 5508**（鉄丸くぎ）に規定する清浄な鉄丸くぎ5本を鉛直に先端が1cm以上突出するように頭部まで打込み，これを底部に清水を入れたデシケータ中に くぎの頭部を上にして静置し，50℃で10日間放置する。

次に防火木材試験体 及び 無処理試験体からくぎを抜き取り，これを **JIS K 8576**（水酸化ナトリウム）に規定する水酸化ナトリウム溶液（50％）中で30分間同一条件で煮沸した後，鉄さびを十分に除く。この場合 鉄丸くぎの重量減少率が，無処理試験体のものに比べて同等以下でなければならない。

防火木材試験体 及び 無処理試験体は，それぞれ3個ずつ試験を行い，重量減少率はそれぞれ3個の平均をとるものとする。

4.4 吸湿試験 浸せき処理を行わない供試材から1cm角，供試材と同厚の試験体を採取し，50℃で24時間乾燥した後，温度25℃，湿度 約90％の容器中に24時間放置した後，重量増加率が同樹種・同寸法の無処理のものに比べて2倍以内でなければならない。

この場合の防火木材試験体 及び 無処理試験体は，それぞれ3個ずつ試験を行い，重量増加率はそれぞれ3個の平均をとるものとする。

4.5 強度試験 供試材と同厚の幅3cm，長さ30cmの短ざく形の試験体を採取し，これを50℃で24時間乾燥した後，**JIS Z 2113**（木材の曲げ試験方法）の規定に従って曲げ試験を行い，同樹種・同寸法の無処理のものに比べて，曲げ強さの低下が10％以内でなければならない。

なお，この試験は，当事者間の協定によって省略しても差し支えない。

4.6 含水率 含水率の測定方法は **JIS Z 2102**（木材の平均年輪幅・含水率及び比重測定方法）による。

5. 検査 防火木材は**4.**の各試験を3回行い，3回とも規定に合格しなければならない。

6. 表示 防火木材には種別・寸法（幅・厚さ）・製造業者名又はその略号及び製造年月日を明記しなければならない。

主務大臣：通商産業大臣　制定：昭和 25.10.26　改正：昭和 50.10.1　確認：平成 11.2.20
官報公示：平成 11.2.22
原案作成協力者：財団法人 建材試験センター
審議部会：日本工業標準調査会 建築部会（部会長　西　忠雄）
審議専門委員会：防火試験方法専門委員会（委員会長　沢田　稔）

この規格についての意見又は質問は，経済産業省 産業技術環境局標準課 産業基盤標準化推進室（〒100-8901 東京都千代田区霞が関1丁目3—1）へ連絡してください。

なお，日本工業規格は，工業標準化法第15条の規定によって，少なくとも5年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され，速やかに，確認，改正又は廃止されます。

財団法人 日本規格協会（〒107-8440 東京都港区赤坂4丁目1-24）　昭和 50. 10. 1 第1刷発行
平成 14. 2. 20 第5刷発行
印刷所　安信印刷工業株式会社　（東京リスマチック）
定価 262 円（本体 250 円）
Printed in Japan

日本工業規格

JIS
A 5801：2008

建築用防火木材
(追補 1)

Fire-retardant Woods for Buildings
(Amendment 1)

JIS A 5801:1975 を，次のように改正する。

引用規格欄の **JIS A 5508** 鉄丸くぎを，**JIS A 5508** くぎに置き換える。

引用規格欄の **JIS Z 2102** 木材の平均年輪幅・含水率及び比重測定方法を，**JIS Z 2101** 木材の試験方法に置き換える。

引用規格欄の **JIS Z 2113** 木材の曲げ試験方法を，**JIS Z 2101** 木材の試験方法に置き換える。

4.3（さび試験）の“**JIS A 5508**（鉄丸くぎ）に規定する”を，“**JIS A 5508**（くぎ）に規定する”に置き換える。

4.3（さび試験）の“**JIS K 8576**（水酸化ナトリウム）に規定する水酸化ナトリウム溶液（50 %）中で”を，“**JIS K 8576**［水酸化ナトリウム（試薬)］に規定する水酸化ナトリウムを用いて水溶液（50 %）を作製し，この水溶液中で”に置き換える。

4.5（強度試験）の“**JIS Z 2113**（木材の曲げ試験方法）の規定に従って”を，“**JIS Z 2101**（木材の試験方法）の **9.**（曲げ試験）の規定に従って”に置き換える。

4.6（含水率）の“含水率の測定方法は **JIS Z 2102**（木材の平均年輪幅・含水率及び比重測定方法）による。”を，“含水率の測定方法は，**JIS Z 2101**（木材の試験方法）の **3.**（平均年輪幅，含水率及び密度の測定）による。”に置き換える。

★内容についてのお問合せは，規格開発部標準課［**FAX**(03)3405-5541 **TEL**(03)5770-1571］へご連絡ください。
★**JIS** 規格票の正誤票が発行された場合は，次の要領でご案内いたします。
(**1**) 当協会発行の月刊誌“標準化ジャーナル”に，正・誤の内容を掲載いたします。
(**2**) 原則として毎月第 3 火曜日に，“日経産業新聞”及び“日刊工業新聞”の **JIS** 発行の広告欄で，正誤票が発行された **JIS** 規格番号及び規格の名称をお知らせいたします。
なお，当協会の **JIS** 予約者の方には，予約されている部門で正誤票が発行された場合，自動的にお送りいたします。
★**JIS** 規格票のご注文は，出版事業部出版サービス第一課［**TEL**(03)3583-8002 **FAX**(03)3583-0462］又は下記の当協会名古屋支部，関西支部におきましても承っておりますので，お申込みください。

JIS A 5801
建築用防火木材（追補 1）

平成 20 年 3 月 20 日　第 1 刷発行

編集兼発行人　島　弘　志

発　行　所
財団法人　日　本　規　格　協　会
〒107-8440　東京都港区赤坂 4 丁目 1-24
http://www.jsa.or.jp/

札幌支部　〒060-0003　札幌市中央区北 3 条西 3 丁目 1　札幌大同生命ビル内
TEL (011)261-0045　FAX (011)221-4020

東北支部　〒980-0811　仙台市青葉区一番町 2 丁目 5-22　穴吹第 19 仙台ビル内
TEL (022)227-8336(代表)　FAX (022)266-0905

名古屋支部　〒460-0008　名古屋市中区栄 2 丁目 6-1　白川ビル別館内
TEL (052)221-8316(代表)　FAX (052)203-4806

関西支部　〒541-0053　大阪市中央区本町 3 丁目 4-10　本町野村ビル内
TEL (06)6261-8086(代表)　FAX (06)6261-9114

広島支部　〒730-0011　広島市中区基町 5-44　広島商工会議所ビル内
TEL (082)221-7023　FAX (082)223-7568

四国支部　〒760-0023　高松市寿町 2 丁目 2-10　JPR 高松ビル内
TEL (087)821-7851　FAX (087)821-3261

福岡支部　〒812-0025　福岡市博多区店屋町 1-31　博多アーバンスクエア内
TEL (092)282-9080　FAX (092)282-9118

Printed in Japan　RI

ICS　13.220.20
Reference number：JIS A 5801:2008(**J**)

定価 420 円（本体 400 円）